

佐賀県教育センターの管理に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第二号

佐賀県教育センターの管理に関する規則等の一部を改正する規則

(佐賀県教育センターの管理に関する規則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定の見出し中「及び休日の代休日」を「等」に改め、当該規定中「振替」の下に「並びに時間外勤務代休時間」を加える。

一 佐賀県教育センターの管理に関する規則（昭和五十四年佐賀県教育委員会規則第五号）第十一条の二

二 佐賀県立図書館の管理に関する規則（昭和三十七年佐賀県教育委員会規則第四号）第十一条の二

三 佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則（昭和五十五年佐賀県教育委員会規則第五号）第十条の二

(佐賀県立学校の管理に関する規則の一部改正)

第二条 佐賀県立学校の管理に関する規則（昭和三十二年佐賀県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「休憩時間」の下に「、時間外勤務代休時間」を加える。
(佐賀県立博物館処務規則等の一部改正)

第三条 次に掲げる規則の規定中「振替」の下に「並びに時間外勤務代休時間」を加える。

一 佐賀県立博物館処務規則（昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第五号）
第九条第四号

- 二 佐賀県立美術館処務規則（昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第六号）
第九条第四号
- 三 佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則（平成五年佐賀県教育委員会規則第三号）
第九条第四号
- 四 佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則（平成十六年佐賀県教育委員会規則第一号）
第九条第一項第四号

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。